

2016年 STC/Expert 試験 Q12 の問題提起

1. はじめに

下記は 2016 年 2 月に行われた第 11 回 Expert 試験の問題文です。(模範解答は○)

これまで CISTEC 試験に色々文句をつけてきた私ですが、本問の○には異存ありません。その反対に本問の功績とでも言いましょうか。本問によって、**現行の規制制度の問題点が 1 つ明るみになったこと**を御紹介したいと思います。

<問題 1 2 >

B 昨日、初来日したばかりのシンガポールのソフトメーカーの技術部長 X は、滞在先の京都のホテルから来週訪問する予定の上海にある電機メーカーの Y 技術部長宛に、外為令附表の 9 の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカーの技術部長 X は、役務取引許可が必要である。

2. 本問が○(要許可)であることは疑いない

本問における技術提供先は上海企業でした。中国が「受領する場所」なのでこれは「海外において提供することを目的とする」ものとされます。

提供者が非居住者の場合、発信場所が海外ならば日本法の管轄外ですが、本問での発信場所は京都でした。よって規制の範囲内となり、要許可の結論(○)には疑問の余地がありません。

3. X 氏は出国後発信すればよかったのか?

「発信場所が海外ならば日本法の管轄外」ということは、「出国後発信すれば許可不要」を意味するように思えますよね?

ところがそれが大間違い、ということこれから説明致します。

理由は「出国後発信」するために X 氏は、まず技術資料を日本から持ち出さねばならないからです。その持ち出しがいわゆるボーダー規制に引っ掛かるのです。

海外から持ち込んだものをそのまま持ち帰るだけでも技術提供規制の対象であることは同じだからです。もっとも「自己使用目的での持ち出し」は規制外なので、出国時点で本人が「上海企業に提供の意図なし」、あるいは「帰国後シンガポールのオフィスから送信しよう」であれば話は別ですが。もしこの旅程内で誰かに渡すつもりがあったとすれば、その持ち出し行為は規制対象になるのです。

それだけではありません。本問のケースで想定された提供先は上海企業でしたが、仮に提供先がシンガポールの企業であっても、規制が免除されるわけではないのです。

4. 元々海外の技術なのに

本問の事例は、海外技術を第三国に移転するというもので、実質的には「日本からの提供」とは少し違います。そこで貿易外省令 9 条 2 項五号・六号の「海外において提供を受けた技術」に対する規制除外を想起される方もいるかと思えます。

しかし残念ながらこの五号・六号は、相手への提供に当たって日本を経由しないことが条件とされています。したがって本件には適用できません。

5. 貨物とのアンバランス

貨物の場合も、日本に持ち込んだ後の再輸出は、原則として規制対象です。

もちろんすべてが規制対象というわけではありません。例えば国内展示会終了後の返送、仮陸揚げ品の転送など、例外規定が設けられています。

ところが技術の場合、今挙げた例外規定が使えません。国内展示会でデモを行ったソフトの返送であっても許可不要にはならないのです。同様に、仮陸揚げのパソコンに同梱されたソフトは、転送時に許可が必要になります。

本問は、**現行規制制度におけるこうした問題を浮き彫りにした、非常に意味深長な出題**でした。